

特殊車両通行制度に関する説明会

～デジタル技術を活用した新制度の導入（令和4年4月運用開始）～

※今回は道路管理者・運送事業者の方に役立つ内容となっています。

国土交通省では、一定の寸法・重量を超える特殊車両の通行適正化を図るため、通行経路等を道路管理者が予め審査し、許可を行う特殊車両の通行許可制度を運用しています。

審査日数の短縮等に取り組んできましたが、申請件数の増加に伴い、更なる短縮が困難であったことから、抜本的な対策のため、令和2年5月に道路法が改正されたところです。

改正道路法において、登録を受けた特殊車両が即時に通行できる制度が位置付けられておりますが、令和4年4月から当該制度の運用が開始されることを見据え、新たな制度の概要等を解説します。あわせて、現行の許可制度の改善に係る最近の取り組み状況についても紹介します。

今回は、主に道路管理者、運送事業者に向けた特殊車両通行制度に関する説明会を下記のプログラムでライブ配信とオンデマンドにより行います。

日時 令和4年 1月19日（水） 13:00 ～ 14:30

オンライン（ライブ配信）により行います。当協会のホームページから参加申し込まれた方に、Zoomで視聴するためのアクセス情報をメールにてお送りします。

- 後日、オンデマンド配信もいたします。期間は1月25日（火）～2月18日（金）です。オンデマンドをご希望される方も申込が必要です。

プログラム

13:00 ～ 進行説明（国土交通省 道路局 企画課 石川課長補佐）

 **新たな特殊車両通行制度等について**
国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 **中西 企画専門官**
田中 課長補佐

申し込み方法

参加申込は当協会のホームページにアクセスし、参加申込フォームからお申込みください。



お申し込みはこちら



前回までの開催内容

国土交通省道路局が取り組む道路施策について毎月配信をしています。



内容については、下記のURLからご確認ください。
https://www.road.or.jp/event/course_old.html

◎ 問い合わせ先



公益社団法人 日本道路協会

<https://www.road.or.jp>

日本道路協会

検索